

市第36号議案 福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

1 提案理由

令和7年3月末で指定の期間が終了する、横浜市青葉区福祉保健活動拠点の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案します。

2 施設の概要

福祉保健活動拠点は、市民の誰もが日常的に相互に支え合い、住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けられる地域社会を実現できるよう、市民の自主的な福祉活動、保健活動等のための場の提供及びボランティアの育成・相談・支援等を行う施設です。

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

4 指定候補者の概要

団体名	社会福祉法人 横浜市青葉区社会福祉協議会
所在地	青葉区市ケ尾町1,169番地の22
代表者	会長 関根 宏一
主な業務内容	・青葉区福祉保健活動拠点の運営 （指定期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日） ・権利擁護事業 他

5 指定候補者の選定

青葉区において、指定管理者選定委員会を開催し、非公募により、現指定管理者である社会福祉法人横浜市青葉区社会福祉協議会から提出された事業計画書、その他規則で定められた書類等の審査を行い、指定候補者を選定しました。

6 指定管理者選定委員会の構成

学識経験者、利用者代表、第三者評価機関、その他市長が必要と認める者で構成しました。

7 選定経過

時 期	経 過
令和5年12月7日	第1回選定委員会 (申請要項の決定等)
令和5年12月18日 ～令和6年1月19日	申請要項の配布 (市ウェブサイトによる申請要項等の掲載)
令和6年1月29日 ～2月13日	申請書類の受付
令和6年4月19日	第2回選定委員会 (審査、指定候補者の選定)